

○千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則

改正後	改正前
千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則 昭和二十七年八月五日 規則第三十九号 改正 昭和四〇年 四月 二日規則第 昭和四四年 四月 一日規則第 四一号 二四号 昭和四六年一二月一五日規則第 平成 四年 七月 三日規則第 九四号 八八号 平成一六年 四月 一日規則第 平成二三年 七月 五日規則第 八六号 九〇号 平成二三年 八月 五日規則第 一〇六号 千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則 題名改正〔昭和四〇年規則四一号〕 (趣旨) 第一条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号。以下「法」という。）第十条の<u>規定による</u>宅地建物取引業者名簿<u>及び特定書類</u>又はこれらの写し（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。 全部改正〔昭和四〇年規則四一号〕、一部改正〔昭和四六年規則九四号〕 (閲覧所) 第二条 名簿等の閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、千葉県県土整備部建設・不動産課内に置く。 一部改正〔昭和四〇年規則四一号・四四年二四号・四六年九四号・平成一六年八六号〕 (閲覧簿) 第三条 名簿等を閲覧しようとする者は、閲覧簿に閲覧者の住所、氏名を記載し、知事の承認を得なければならない。 一部改正〔昭和四〇年規則四一号〕 (名簿等の持出の禁止) 第四条 閲覧者は、名簿等を閲覧所以外の場所へ持ち出してはならない。 一部改正〔昭和四〇年規則四一号〕	千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則 昭和二十七年八月五日 規則第三十九号 改正 昭和四〇年 四月 二日規則第 昭和四四年 四月 一日規則第 四一号 二四号 昭和四六年一二月一五日規則第 平成 四年 七月 三日規則第 九四号 八八号 平成一六年 四月 一日規則第 平成二三年 七月 五日規則第 八六号 九〇号 平成二三年 八月 五日規則第 一〇六号 千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則 題名改正〔昭和四〇年規則四一号〕 (趣旨) 第一条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号。以下「法」という。）第十条の<u>規定により</u>宅地建物取引業者名簿<u>並びに免許の申請及び法第九条の規定による届出に係る書類</u>又はこれらの写し（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。 全部改正〔昭和四〇年規則四一号〕、一部改正〔昭和四六年規則九四号〕 (閲覧所) 第二条 名簿等の閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、千葉県県土整備部建設・不動産課内に置く。 一部改正〔昭和四〇年規則四一号・四四年二四号・四六年九四号・平成一六年八六号〕 (閲覧簿) 第三条 名簿等を閲覧しようとする者は、閲覧簿に閲覧者の住所、氏名を記載し、知事の承認を得なければならない。 一部改正〔昭和四〇年規則四一号〕 (名簿等の持出の禁止) 第四条 閲覧者は、名簿等を閲覧所以外の場所へ持ち出してはならない。 一部改正〔昭和四〇年規則四一号〕

(閲覧の日時) 第五条 名簿等の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。 - 一 日曜日及び土曜日 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日 - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。） 2 名簿等の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。 3 前各項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、知事の承認を得て、第一項の閲覧日以外の日又は前項の閲覧時間以外の時間に閲覧することができる。 4 知事は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、名簿等の整理その他の理由により、閲覧を停止することがある。この場合には、あらかじめその旨を閲覧所に掲示する。 一部改正〔昭和四〇年規則四一号・平成四年八八号〕	(閲覧の日時) 第五条 名簿等の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。 - 一 日曜日及び土曜日 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日 - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。） 2 名簿等の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。 3 前各項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、知事の承認を得て、第一項の閲覧日以外の日又は前項の閲覧時間以外の時間に閲覧することができる。 4 知事は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、名簿等の整理その他の理由により、閲覧を停止することがある。この場合には、あらかじめその旨を閲覧所に掲示する。 一部改正〔昭和四〇年規則四一号・平成四年八八号〕
(閲覧の拒否) 第六条 この規則第三条の規定若しくは係員の指示に従わない者又は名簿等を汚損し、若しくはき（ゝ）損する虞れがあると認めた者に対しては、知事は、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。 一部改正〔昭和四〇年規則四一号〕	(閲覧の拒否) 第六条 この規則第三条の規定若しくは係員の指示に従わない者又は名簿等を汚損し、若しくはき（ゝ）損する虞れがあると認めた者に対しては、知事は、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。 一部改正〔昭和四〇年規則四一号〕
附 則 (施行期日) 1 この規則は、昭和二十七年八月一日から施行する。 一部改正〔平成二三年規則九〇号〕 (閲覧時間の特例)	附 則 (施行期日) 1 この規則は、昭和二十七年八月一日から施行する。 一部改正〔平成二三年規則九〇号〕 (閲覧時間の特例)
2 平成二十三年八月十日から同年九月九日までの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「午前九時から午後五時まで」とあるのは、「午前八時三十分から午後四時三十分まで」とする。 追加〔平成二三年規則九〇号〕、一部改正〔平成二三年規則一〇六号〕 附 則（昭和四十年四月二日規則第四十一号） 1 この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。 2 この規則の施行の際、現に宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十六号）附則第三項の規定により引き続き宅地建物取引業を営むことができる者の登録簿等の閲覧については、なお従前の例による。	2 平成二十三年八月十日から同年九月九日までの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「午前九時から午後五時まで」とあるのは、「午前八時三十分から午後四時三十分まで」とする。 追加〔平成二三年規則九〇号〕、一部改正〔平成二三年規則一〇六号〕 附 則（昭和四十年四月二日規則第四十一号） 1 この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。 2 この規則の施行の際、現に宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十六号）附則第三項の規定により引き続き宅地建物取引業を営むことができる者の登録簿等の閲覧については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十四年四月一日規則第二十四号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年十二月十五日規則第九十四号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年七月三日規則第八十八号）
この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日規則第八十六号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年七月五日規則第九十号）
この規則は、平成二十三年七月十二日から施行する。

附 則（平成二十三年八月五日規則第百六号）
この規則は、平成二十三年八月十日から施行する。

附 則（昭和四十四年四月一日規則第二十四号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年十二月十五日規則第九十四号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年七月三日規則第八十八号）
この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日規則第八十六号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年七月五日規則第九十号）
この規則は、平成二十三年七月十二日から施行する。

附 則（平成二十三年八月五日規則第百六号）
この規則は、平成二十三年八月十日から施行する。